

○国立大学法人埼玉大学研究機構先端産業国際 ラボラトリー規程

〔平成28年3月17日
規則第74号〕

改正 平成29. 3. 28 28規則37 令和4. 3. 17 3規則41
令和6. 2. 15 5規則48

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人埼玉大学研究機構規程第4条第2項の規定に基づき、先端産業国際ラボラトリー（以下「ラボラトリー」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 ラボラトリーは、本学と地域企業等の法人、他大学・研究機関、地方公共団体等公的機関、金融機関などとの連携による先端産業分野の研究開発、起業、創出等及び共創ネットワーク形成を推進し、並びに文理融合の連携による国際的な産業技術動向の把握及び研究開発の推進を図り、イノベーション創出及び地域社会への貢献を目指すことを目的とする。

(業務)

第3条 ラボラトリーにおいては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 産学官金連携による先端産業分野の研究開発及び試作・実用実証を通じた起業、先端産業・新事業の創出の推進
- (2) 研究者、技術者、経営者及び学生等の協働による産学官金共創ネットワーク形成の推進
- (3) 文理融合の連携によるグローバルな視点での国際的産業技術動向の把握及び研究開発の推進
- (4) 地域専門人材育成及びリカレント教育の推進
- (5) その他ラボラトリーの目的を達成するために必要な業務

(組織)

第4条 ラボラトリーに、次の教職員を置く。

- (1) 所長
- (2) ラボラトリーの教育・研究担当を命ぜられた教員（以下「担当教員」という。）
- (3) 兼任教員
- (4) コーディネーター
- (5) その他の教職員

(所長)

第5条 所長は、本学の専任教授をもって充て、学長が委嘱する。

2 所長は、ラボラトリーの管理運営を掌理する。

3 所長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、所長に欠員が生じた場合の後任の所長の任期は、前任者の残任期間とする。

(担当教員)

第6条 担当教員の採用及び昇任等に関しては、別に定める。

(兼任教員)

第7条 兼任教員は、本学の専任教員のうちから、学長が委嘱する。

2 兼任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、兼任教員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(コーディネーター)

第8条 コーディネーターの選考等に関しては、別に定める。

(運営委員会)

第9条 ラボラトリーに運営委員会を置き、次に掲げる事項を審議する。

(1) 運営の具体的方策に関する事項

(2) その他ラボラトリーに関する事項

第10条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 研究機構長（以下「機構長」という。）及び研究機構副機構長（産学官連携担当）

(2) 所長

(3) 担当教員

(4) 本学の教職員のうちから、機構長が指名する者

(5) その他機構長が必要と認めた者

2 前項第4号及び第5号の委員の任期は、機構長がその都度定める。

第11条 運営委員会に委員長を置き、所長をもって充てる。ただし、所長に事故あるときは、所長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 運営委員会は、委員総数の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第12条 ラボラトリーの事務は、研究・連携推進部産学官連携・ダイバーシティ

推進課において処理する。

(雑則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 本規程施行後、最初に委嘱する兼任教員の任期については、第7条第2項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則 (平成29. 3. 28 28規則37)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和4. 3. 17 3規則41)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6. 2. 15 5規則48)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

